

# **壳木村国土強靭化地域計画**

---

**壳木村  
令和3年3月**

## 目 次

はじめに .....	1
<b>第1章 国土強靭化の基本的考え方</b>	
1 計画の策定趣旨 .....	2
2 計画の位置づけと計画期間 .....	2
<b>第2章 地域特性と災害リスク</b>	
1 地域特性 .....	4
2 本村に影響を及ぼす大規模自然災害 .....	10
3 災害リスクを高める社会的リスク .....	14
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	
1 リスクの抽出 .....	15
2 目指すべき将来像 .....	15
3 基本目標 .....	15
4 事前に備えるべき目標 .....	15
5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） .....	16
<b>第4章 脆弱性の評価と推進方針</b>	
1 脆弱性の評価 .....	17
2 推進方針 .....	36
<b>第5章 国土強靭化地域計画の推進と見直し</b>	
1 推進体制 .....	55
2 地域計画の見直し .....	55
3 地域計画の進捗管理 .....	55
(別紙1) 担当課一覧 .....	56

# 第1章 国土強靭化の基本的考え方

## 1 計画の策定趣旨

国では平成25年12月11日に基本法を公布・施行し、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成26年6月3日には、国土の強靭化に関して関係する国の計画等の指針となる国計画が閣議決定されている。

また、長野県では平成28年3月に県計画を策定した。また、平成30年3月には見直しを実施した。国土強靭化のためには、国と地方が一体となってあらゆる施策を推進することが不可欠であり、本村としても、引き続き、強靭で回復力のある安心・安全なまちづくりを進めていく必要がある。

本計画は、基本法第13条に基づき策定するものであり、本村における国土強靭化に関し、国計画や県計画、そして売木村まち・ひと・しごと総合戦略との整合・調和を図りながら、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進する各分野別計画の指針とする。

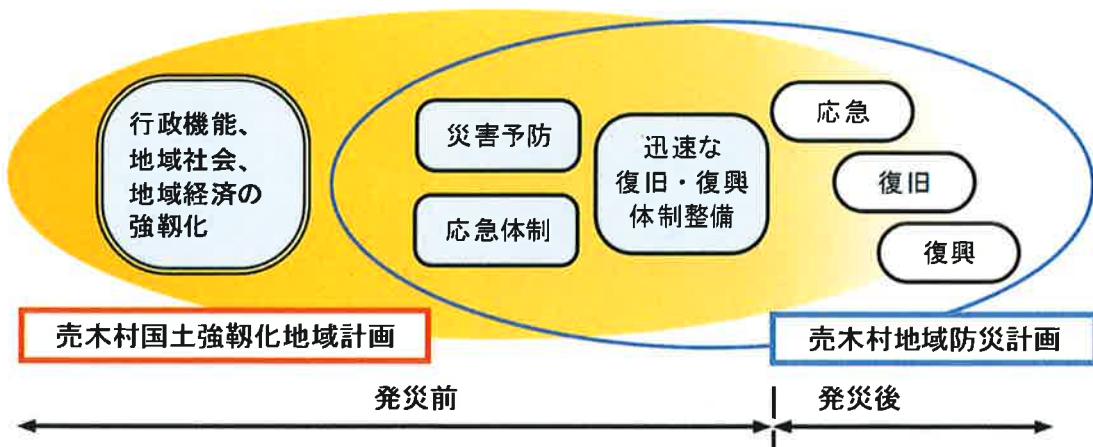
## 2 計画の位置づけと計画期間

本村の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された売木村地域防災計画があり、風水害、震災、原子力災害、その他災害等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められている。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではない。発災前にあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥ることを避けるべく、本村の行政機能や地域社会、地域経済等の強靭化を図る総合的な指針である。

「国土強靭化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の強靭化	○	—



## 第2章 地域特性と災害リスク

### 1 地域特性

#### (1) 地形的特性

##### ① 位置

売木村は信州最南端の村の一つで、長野県の南西部に位置し、南を愛知県豊根村に接し、愛知県最高峰の茶臼山北麓に位置する面積 43.43 km<sup>2</sup>、東経 137 度 42 分 52 秒、北緯 35 度 16 分 5 秒、標高 823m のどかな山里である。村境は西に根羽村、平谷村、北東に阿南町、南に愛知県豊根村と隣接している。(一) 売木川、(一) 軒川、(一) 岩倉川が村の中央部で合流して(一) 売木川本流となる。(一) 売木川が村北東の売木村境から流れ出るほかは、1000 メートル～1300 メートルの山々と、売木峠、平谷峠、新野峠等 4 つの峠に囲まれた小さな盆地で構成されており、村面積の 88% を森林が占めている。あてび平一帯が奥三河国定公園に指定されている。



「売木村HP」より引用

##### ② 地形・河川

売木村は、周囲を山で囲まれている。村域は下伊那南部山地に区分される。下伊那南部山地は、風化が進んだ花こう岩であるところが多く、下伊那地域の中央構造線の西側には、变成岩類や花こう岩類、流紋岩類、第三紀層の岩石が分布している。売木村にも、この領家变成岩・花こう岩類が広く分布している。地層全体を総合的にみれば基盤はかなり強固なものと判断される。しかし、表層度は砂質で透水度が高い一方で比較的平坦な地形と樹木の繁茂により表層付近の保水量が多い。液状化は砂質地盤に発生の危険性があると予想される。

売木村においては南部から中央部にかけての平地がもともと河川域であったため、砂質土で地下水が高く、特に液状化の危険を含んでいる。村域の北半分は風化の進んだ新期花こう岩地域であり崩壊しやすく、これらの土砂は土石流等土砂災害の発生源となる可能性を有する。

また、村域内に売木断層等の活断層が分布しており、地震の発生源となる危険に加え、断層破碎帯の発達による土砂の供給源となる等、災害発生の原因となっている。伊那谷断層帯の南端が村南端部に達しており、こ

## (2) 気象的特性

### ① 気温

年間の平均気温が10.9°Cと低く、標高が高いため、一日の温度差が大きい。遅い春、涼しい夏、早く訪れる秋、厳しい寒さの冬が壳木村の四季である。本村が属する下伊那地域は、長野や松本と比べると、飯田市（下伊那地域の中心都市）では通年で1°Cほど高い気温である。東京、大阪、名古屋に比べ夏は3°Cほど低く、湿度も少ないためエアコン無しでも暮らせる。山間集落地多く、場所によって気温の差が大きいのも特徴である。年間を通じて四季の移ろいを体感でき、冷涼な夏を過ごせる環境は実際に快適である。

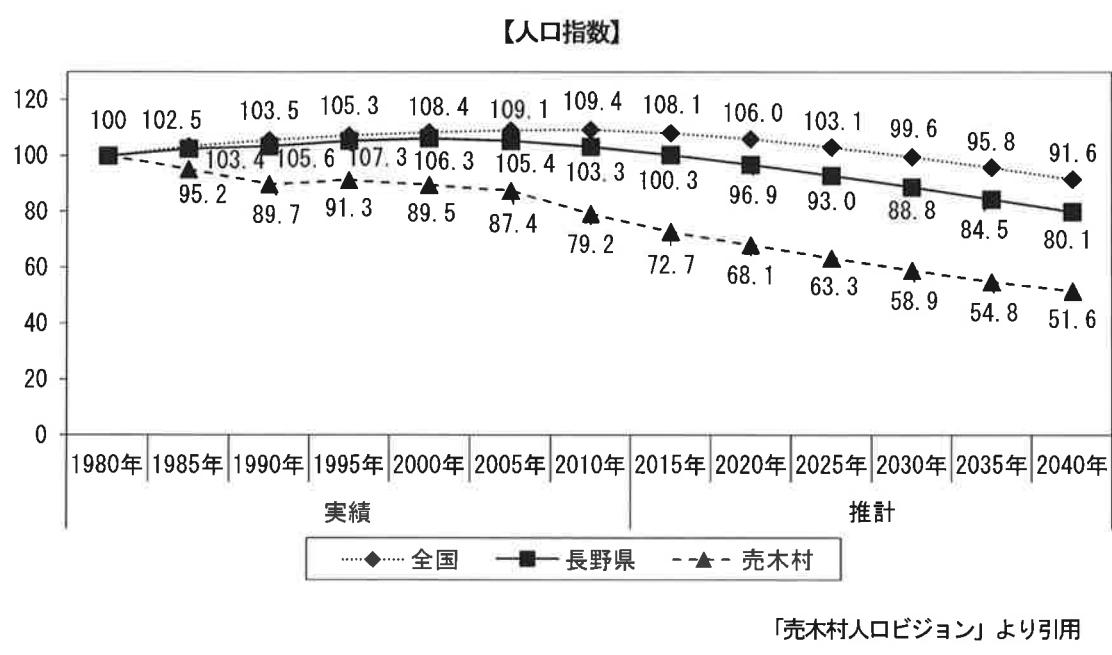
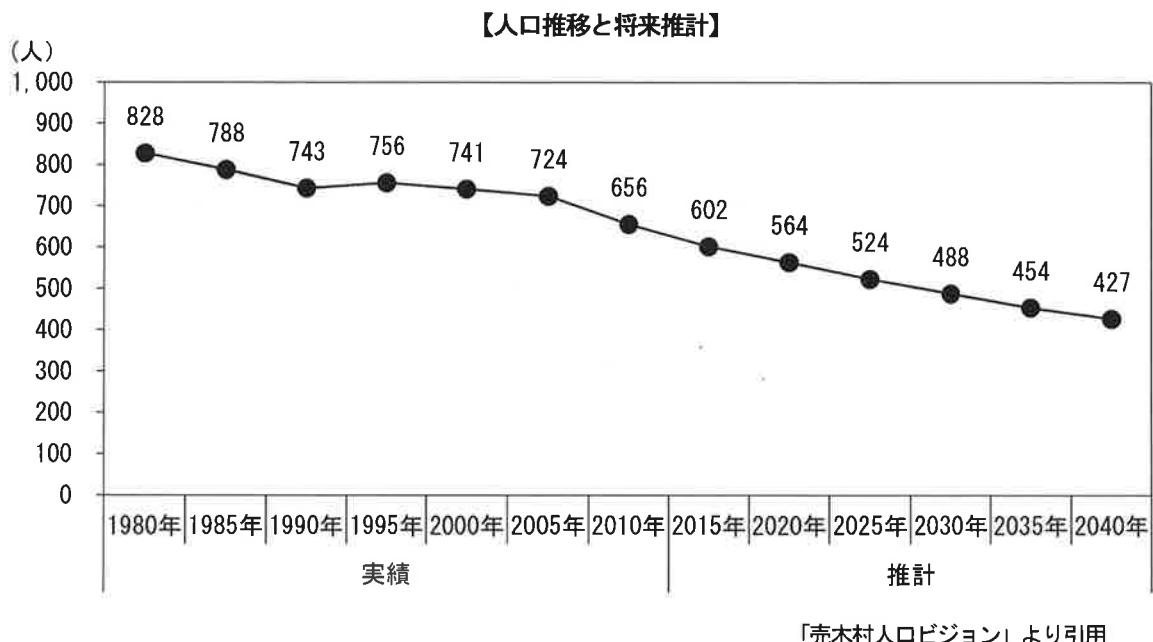
### <壳木村が属する下伊那地域>



「南信州で田舎暮らし「ぶらっふ」」

田舎暮らし情報サイトより引用





## ② 産業

本村の産業別就業人口をみてみると、全ての産業で人口は減少傾向にある。中でも、第2次産業が大きく減少しており、2000年の92人と比べると2010年は45人と51.1%の減少となっている。

主な産業別に、男女の年齢階級別人口をみてみると、農業、林業、漁業等の第1次産業は60歳以上が多くを占めており、高齢化が進んでいるといえる。

## 2 本村に影響を及ぼす大規模自然災害

### (1) 想定されるリスクの考え方

壳木村では、梅雨末期の大雨、台風等による豪雨の発生の際、通常時とはけた違いに大量の降水量となり、地震発生時に重なった場合には被害の拡大が予想される。他には、高冷地であるため、冷害、凍霜害等がもたらす農業災害も少なくない。

村域内に壳木断層等の活断層が分布しており、地震の発生源となる危険に加え、断層破碎帯の発達による土砂の供給源となる等、災害発生の原因となっている。伊那谷断層帯の南端が村南端部に達しており、この活断層も地震の発生源となっており、さらに東海地震の震源域から100km圏内に位置しているため、海溝型の東海沖地震発生時にも震度5弱程度のゆれが見込まれている。

### (2) 地震災害

#### ① 今後想定される地震

長野県には、長野盆地西縁断層帯、伊那谷断層帯、阿寺断層帯等多くの活断層が存在している。県内をほぼ南北に縦断するように糸魚川-静岡構造線断層帯が延びており、諏訪湖付近では伊那谷断層帯が並走している。諏訪湖付近から南西方向には、境峠・神谷断層帯とその延長上に木曽山脈西縁断層帯が、県北東部には十日村断層帯、長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）がある。特に糸魚川-静岡構造線断層帯は全国の活断層の中でも大地震の発生確率が高いとされ、今後の発生が危惧されている。また、県内にも大きな被害が予想される南海トラフ地震（マグニチュード8~9クラス）が、今後30年以内に発生する確率は70%~80%とされている。

本村の属する飯伊地方を含む中部地方には多くの活断層が分布しており、過去に起こった濃尾地震等の直下型地震を引き起こす元となっている。

<長野県周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震>

地震		マグニチュード	地震発生確率（30年以内）
<b>海溝型地震</b>			
相模トラフ	相模トラフ沿いのM8クラスの地震	8クラス (7.9~8.6)	ほぼ0%~6%
	プレートの沈み込みに伴うM7程度の地震	7程度 (6.7~7.3)	70%程度
南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8~9クラス	70%~80%
<b>内陸の活断層で発生する地震</b>			
長野盆地西縁断層帯 (信濃川断層帯)	飯山一千曲区間	7.4~7.8程度	ほぼ0%
	北部(小谷一明科)区間	7.7程度	0.009%~16%
糸魚川一静岡構造線断層帯	中北部(明科一諏訪湖南方)区間	7.6程度	13%~30%
	中南部(諏訪湖北方一下戸木)区間	7.4程度	0.9%~8%
	南部(白州一富士見山)区間	7.6程度	ほぼ0%~0.1%
木曽山脈西縁断層帯	主部(北部)	7.5程度	ほぼ0%
	主部(南部)	6.3程度	0%~4%
	清内路峠断層帯	7.4程度	不明
境峠・神谷断層帯	主部	7.6程度	0.02%~13%
	霧訪山一奈良井断層帯	7.2程度	不明
伊那谷断層帯	主部	8.0程度	ほぼ0%
	南東部	7.3程度	不明
阿寺断層帯	主部(北部)	6.9程度	6%~11%
	主部(南部)	7.8程度	ほぼ0%
	佐見断層帯	7.2程度	不明
	白川断層帯	7.3程度	不明

算定基準日：2020年1月1日

「政府 地震 震災対策調査研究本部 地震本部HP」より引用（一部抜粋）

<売木村における各地震に対する想定>

震源地	規模	場所等	売木村の震度	建物被害				人的被害		
				木造		非木造		(死者0人)		
				全壊	半壊	大破	中破	重傷	軽傷	避難
糸魚川中部	M8.0	穂高町～富士見町	4	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0棟 (0.0%)	0人	0人	0人
伊那谷断層	M7.9	南箕輪村～阿智村混合	5強	0 (0.0%)	65 (6.6%)	16 (7.7%)	20 (9.7%)	1	17	64
東海地震	M8.0	統計的グリーン関数法	5弱	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0人	0人	0人
阿寺断層	M7.9	大滝村～岐阜県	5弱	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.4%)	9 (4.3%)	0	4	7

( ) は被害率

なお、停電世帯数については、伊那谷断層地震時が79戸(23.8%)、阿寺断層地震が42戸(12.7%)、また、電話回線支障については、伊那谷断層地震時が22戸(4.4%)、阿寺断層地震が1戸(0.1%)と想定されている。

(資料：2002年長野県地震対策基礎調査)

濃尾地震(根尾谷断層)については、明治24(1891)年にM8の大地震が起こっており、売木村での当時の震度は5強と推定されているが、数千年間は大規模地震の発生確率が低くなると考えられ、また規模的に他の巨大地震の想定に包含されると解釈し、想定から外す。

「売木村地域防災計画 震災対策編」より引用



飯田圏域の河川図



「『水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく 飯田圏域の減災に係る取組方針（案）」より引用

### 3 災害リスクを高める社会経済的要因

近年の過疎化、高齢化、情報化等社会構造の変化により、要配慮者の増加とともに、消防団員の確保や防災組織等の設立等に対する弊害となっている。また、過疎化、少子高齢化が進むにつれ、地域の連携は薄れている。またライフライン等への依存度の増大により風水害に対する自主警戒ができない状況が多い。

過疎化の進展に伴い人口の減少が進んでいるため、遊休農地等が増え管理ができない住民も増えている。高齢者（特に独居老人）、障がい者、外国籍住民等いわゆる要配慮者の増加がみられる。ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすと思われる。

## 5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標の達成に向け、本村の地域特性や災害リスクを考慮し、6つの「事前に備えるべき目標」に基づく、22の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

1 人命の保護が最大限図られること	
1-1	住宅の倒壊や、住宅近接地の火災による死傷者の発生
1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
1-3	土砂災害、地すべり等による死傷者の発生
1-4	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	
2-1	長期にわたる孤立集落等の発生
2-2	消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	
3-1	村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
3-3	テレビ・ラジオ放送の中止、防災無線の故障等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフルラインを確保し、これらの早期復旧を図ること	
4-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
4-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
5 二次的な被害を発生させないこと	
5-1	土石流、地すべり等による二次災害の発生
5-2	農業用水路、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限
5-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
5-4	避難所等における環境の悪化
6 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること	
6-1	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-2	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
6-3	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## (空き家対策の推進)

### 空き家対策の推進

本村では地域をつなぐ道路網沿いに、老朽化した空き家だけでなく廃家がいくつもあり、広域的かつ大規模な災害の際に、住宅の倒壊や住宅近接地からの火災により飛び火し、避難路の妨げになることや、延焼を拡大するおそれがあり、二次的には救助・救急活動や災害対応に支障が生じる可能性があるため、早急に適切な対応を取る必要がある。このような事態を回避するため、引き続き、空き家対策、解体撤去処分を進めていく必要がある。

(担当：村づくり総合推進室)

## 1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

### (学校の耐震施策の推進)

#### 小中学校の耐震診断、耐震改修等耐震化施策を推進

小中学校校舎の構造部材の耐震化は完了している。しかし、体育館におけるバスケットゴール等非構造部材の落下防止対策等は未実施であり、今後、実施する必要がある。また、児童・生徒へは、適切な防災教育の実施とともに危険箇所を伝えておく必要がある。

(担当：教育委員会)

### (災害応急対策拠点としての村施設の機能喪失の防止)

#### 村施設の非構造部材落下防止対策や災害拠点施設の割増補強等を推進

村施設の耐震化工事は完了しているが、非構造部材落下防止対策や災害拠点施設の割増補強等が完了していないため、今後、実施する必要がある。

(担当：総務課)

1-4) 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

(要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり)

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

災害時、避難に時間がかかると考えられる要配慮者利用施設について、施設ごとに避難確保計画の策定を促進し、またそれを基に避難訓練を実施して備える必要がある。

(担当：住民課)

大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、社会福祉協議会や福祉関係団体等との福祉支援体制の構築を推進

壳木村社会福祉協議会等と連携し、日頃からデイサービスセンターを利用する者からの支援要望等の把握に努めて、非常時の要配慮者への対応、社会福祉協議会や福祉関係団体等との体制づくりを検討、推進する必要がある。

(担当：住民課)

住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進するため、災害時住民支え合いマップ作成の支援や活用を促進

要配慮者名簿を作成し、壳木村社会福祉協議会で避難対応を行っている。災害時に要配慮者を記したマップがあれば、地域住民と協力しながら迅速な避難行動ができる。災害時の要配慮者の避難を目的に、災害時住民支え合いマップ作成の支援を行う必要がある。

(担当：住民課)

「福祉避難所（避難行動要支援者向けの避難所）」の受入体制の充実を推進。また、一般の避難所についても、避難行動要支援者の一次避難先としての利用も想定した運営マニュアルの整備等を推進し、避難者の生活環境の確保に努める。

災害時には、高齢者や、障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた福祉避難所の開設、運用が必要となる。また、一般の避難所について避難行動要支援者の一次避難先としての利用も想定した運営マニュアルの整備等を推進する必要がある。

(担当：総務課 関係：住民課)

## 事前に備えるべき目標2：負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

### 2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生

#### (道路災害の未然防止)

落石や岩石崩落等の道路防災点検の結果に基づき、防災対策施設（落石防護柵等）整備等の防災対策工事を実施

道路法面の落石・崩壊は、直接的な受傷の原因になるだけでなく、避難路や非常物資物流ルート、緊急自動車通行路の封鎖、家屋の倒壊等、広範な二次災害の原因となり得る。その被害の発生を防ぐため、法面対策工事について被害実績等から必要性を検討し、計画的に進める必要がある。

(担当：産業課)

#### (大雪に伴う孤立を防止する冬期交通の確保対策の推進)

過去の大雪災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施

平成28年から30年にかけて除雪機械（ホイルローダー・融雪剤散布機）の更新を行った。近所の高齢・独居世帯の除雪を行う「雪かきお助け隊」が活動している。集落ごとに1台の小型除雪機を配備している。

降積雪等により道路交通に支障を来さないように道路の除排雪等を適切に実施するほか、安定的な除雪体制を維持するため、除雪機械や除雪オペレーターの確保に努める必要がある。

(担当：産業課 関係：総務課)

#### (物資の備蓄実施)

南海トラフ地震の被害想定に基づき、公的備蓄計画を見直し、計画に基づく公的備蓄を推進

災害用備蓄品は、長期保存が可能なものから比較的短期間で更新を要するものまで様々であり、整備計画に基づいて定期的かつ効率的な更新に努めていく必要がある。

大規模災害が発生した場合、村の備蓄のみで対応することは困難と想定されることや、大規模災害で道路が寸断し集落が孤立すること等のリスクを回避するため、家庭や地域等での備蓄の整備を推進する必要がある。

(担当：総務課)

## 2-4) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能のまひ

### (壳木村国保直営診療所等の各計画マニュアルの整備、実動訓練の実施)

関係機関により実施される災害実動訓練や、壳木村国保直営診療所等での業務継続計画等の策定を促進

村内の医療機関は壳木村国保直営診療所1箇所で、被災による医療機関のまひも考慮しなければならない。建築から相当年数を経た施設を更新する事は財政的に負担が大きいため、広域的な情報を周辺市町村で共有して有事に備える方法を検討する必要がある。

(担当：住民課)

### (災害医療体制の充実)

#### 災害医療関係機関の体制及び連携の強化

災害時の医療活動については、壳木村診療所と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する必要がある。

(担当：住民課)

#### 重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築

電源やたん吸入等の特別なケアが必要な重度障がい児者への災害時の対応について、平常時に検討する必要がある。

(担当：住民課)

#### 災害医療コーディネート体制の強化

村及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、大規模災害に対応した救助・救急活動を行う必要がある。また、関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入、緊急輸送等広域救護体制を確保する必要がある。

(担当：住民課)

### 事前に備えるべき目標3：必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること

#### 3-1) 村役場の大幅な機能低下

##### (村庁舎、施設の耐災害性向上)

電力の供給が停止された場合でも必要な機能を維持できるよう自家発電装置や太陽光パネル・蓄電池の設置等、非常用電源の確保に努める

災害対応拠点としての村役場の電源確保は重要である。庁舎の発電機は1台設置済みであり、今後も発災時に問題なく使用できるよう、状態の確認が必要である。

(担当：総務課)

##### (周辺自治体との広域連携の推進)

##### 災害時の広域応援・受援体制の強化

近隣市町村からの人的支援の受入手順や受入に係る役割分担の明確化、応援要請・受援の準備に係る諸業務について記載した受援計画を策定する必要がある。

(担当：総務課)

#### 3-2) 停電、通信施設の倒壊による情報通信のまひ・長期停止

##### (長野県防災行政無線の安定した通信の実施)

##### 長野県防災行政無線の通信ネットワークを適切に維持管理

長野県防災行政無線の通信ネットワークを発災時に利用できるよう、維持管理する必要がある。

(担当：総務課)

## 事前に備えるべき目標4：必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること

4-1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

### (総合的な大規模停電対策の推進)

#### 倒木によるライフライン被害軽減対策の推進

被災時に域外からの電力の供給が絶たれることと、その復旧に時間がかかることは、二次災害の発生の可能性や復興が長引きことにもつながるため、電柱電線の周囲に立つ樹木について、事前に倒木等を防止し電力供給の確保を行う必要がある。

また、小水力発電施設の機能を確保し、第一水源電源の確保を行う必要がある。

(担当：産業課 関係：総務課)

### (エネルギー供給源の多様化)

#### 地域外からの電力の供給が停止した場合にも、必要最小限のエネルギーを確保できるよう、太陽光発電等の自立・分散型エネルギーの導入を推進・促進

被災時に域外からの電力の供給が絶たれることと、その復旧に時間がかかることは、二次災害の発生の可能性や復興が長引くことにもつながるため、必要最小限のエネルギーを確保できるよう、太陽光発電等の自立・分散型エネルギーの導入を推進・促進する必要がある。

(担当：産業課)

#### 森林資源利用施設の整備

電力等が供給されない事態に備えて、必要量の薪（まき）を確保する必要がある。そのために、薪（まき）ステーションの機能を強化する必要がある。

また、「こまどりの湯」への薪（まき）ボイラーの導入と、その薪（まき）ボイラーの重油との併燃を検討する必要がある。

(担当：産業課)

#### 4-3) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

##### (農業用水の安定確保、基幹的農業水利施設の耐震化対策、長寿命化対策の計画的な推進)

農業用施設等の被災による農作物の生産能力低下を防ぐため、基幹的水利施設の耐震診断を推進。また、基幹的水利施設の長寿命化のため、機能保全計画を策定し、緊急性の高い路線の対策工事を順次実施

老朽化した農業用排水路の改良を今後も継続して計画的に実施する必要がある。自然水利の頭首工については集中豪雨の際河床の低下等により取水不能となる事例が発生しており、対策が必要である。

(担当：産業課)

##### (交通基盤の確保)

林道橋等の老朽化により生ずる被害を未然に防止するため、インフラ長寿命化計画等に基づいた調査・点検を実施し、計画的な保全整備を推進

林道の日常的な点検は実施しているが、豪雨等により被災する可能性もあり、計画に基づく対策が必要である。

(担当：産業課)

## 5-2 農業用水路、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限

### (ハザードマップの更新等と耐震化対策の推進)

関係施設等の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じるためのハザードマップを更新。また、施設管理者と連携してため池の耐震点検を実施し、集中的に耐震化対策を推進

近年の集中豪雨により、老朽化した水路等への被害も増えている。豪雨による増水で河川の河床が下がり自然流入の頭首工は機能が低下する箇所がみられる。集落内を通る水路もあるため、増水時の管理が必要となっている。

また、ハザードマップは最近では令和元年に更新を行ったが、今後も必要に応じ、随時更新を行う必要がある。

(担当：総務課 関係：産業課)

### (河川管理施設等の保全)

地震後の災害発生を防ぐため、河川堤防の耐震点検を進める。中でも南海トラフを震源とする巨大地震によって液状化が起こるおそれが高い地盤上にある堤防の点検に最優先に取り組む

村内を流れる準用河川はその多くが自然護岸であり、堆積土が多くみられ、氾濫の危険のある箇所があるために、防災対策を実施する必要がある。

(担当：産業課)

### (治山施設の保全)

治山施設の調査・点検を実施し、老朽化を含め対策が必要な施設については、緊急度等を考慮した上で計画的な整備を図る

治山施設は防災上必要な施設として適切な機能が発揮されるよう維持や新規設置を行う必要がある。必要な治山施設については県に要望する必要がある。

(担当：総務課)

### **林道整備の推進**

定期的な橋梁の点検を行い、必要な修繕を実施して長寿命化を図る必要がある。

(担当：産業課)

### **(災害に強い森林づくり)**

#### **森林経営管理制度の活用促進**

森林所有者に対する意向調査を令和2年度に実施した。その回答に基づき新たな森林経営管理制度により森林整備を推進する必要がある。

(担当：産業課)

### **5-4) 避難所等における環境の悪化**

#### **(災害時の避難所運営の取決めを事前策定。特に要配慮者や女性に対する配慮が必要)**

避難所における、特に要配慮者や女性に必要な物品等の備蓄、マニュアルの策定を推進。外国人観光客等に対応する通訳ボランティアとの連携を推進

令和2年度現在では、村としての備蓄は「壳木村防災計画」に沿って行っているが、要配慮者や女性に必要な物品については、十分な確保ができてはいない。また、通訳ボランティアについても、具体的な連携の方法が決まっておらず、有事を想定しての検討が必要である。

(担当：総務課 関係：住民課)

### **(避難者の健康状態悪化の防止)**

#### **県等と連携し、必要な保健師等の派遣受け入れ**

派遣受け入れ後の対応方法をどのように行うのか等、発災時に取る実際の動きの検討、体制整備を行う必要がある。

(担当：住民課 関係：総務課)

## 2 推進方針

### 事前に備えるべき目標1：人命の保護が最大限図られること

#### 1-1) 住宅の倒壊や、住宅近接地の火災による死傷者の発生

##### (住宅・建築物の耐震化の推進)

###### 木造住宅、多数の者が利用する建築物等の耐震化等の推進

引き続き「壳木村耐震改修促進計画」にのっとり、耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を実施し個人住宅の耐震化を推進するとともに、啓発を行う。

公共施設については個別施設計画に基づき必要な修繕等を行い、施設の長寿命化を図る。各地区の集会施設は避難所として指定されており、耐震化等の必要な修繕を行い、災害時の安全な避難所として機能を維持し、存続を図る。

(担当：産業課)

###### 通学路を中心とした危険なブロック塀等対策の推進

道路沿いの老朽化した空き家のうち、倒壊等の危険のあるものを空き家対策事業により撤去し、歩行者の安全と緊急車両の通行を確保する。また、危険と判断されるブロック塀については、家主に対し、適切な対応を取るよう、指導を行う。国道418号・県道大平山松葉線の村中地区をはじめとする狭い区間の改良整備を県に働きかけ、歩道の整備等による通学路の安全を推進する。

(担当：産業課)

##### (空き家対策の推進)

###### 空き家対策の推進

本村では地域をつなぐ道路網沿いに、老朽化した空き家だけでなく廃家が複数存在し、広域的かつ大規模な災害の際に、住宅の倒壊や住宅近接地からの火災により飛び火し、避難路の妨げになることや、延焼拡大するおそれがあり、二次的には救助・救急活動や災害対応に支障が生じる可能性があるため、早急に適切な対応について検討を行う。

このような事態を回避するため、引き続き空き家対策、解体撤去処分を進めていく必要がある。所有者と方策運用や所有者の特定といった対策を含め、空き家対策の着実な整備を進める。また、必要に応じ、計画に基づいて、全部改修、一部改修、解体等の「空き家改修事業」を行う。

(担当：村づくり総合推進室)

### 1-3) 土砂災害、地すべり等による死傷者の発生

#### (土砂災害危険箇所の解消)

##### 土砂災害危険箇所のうち、緊急性を鑑み施設整備を推進

村内の土砂災害危険箇所のうち、緊急性を鑑みた施設整備が完了していない。法面補強や急傾斜地崩壊防止工事、地すべり防止工事等について、優先順位を付けて実施できるよう詳細な検討を行う。

(担当：総務課)

#### (避難誘導体制の充実)

##### 土砂災害による被害の発生が予想される医療機関や社会福祉施設等での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の推進等により、災害時の避難誘導体制の確保を推進

土砂災害による被害の発生が予想される村内の医療機関や社会福祉施設等については、各施設においてマニュアルや計画の策定は完了させており、災害時の避難誘導体制の確保はされている。今後は新たな対象機関・施設のできた際に、対応を進める。

(担当：総務課)

#### (災害応急体制の確保)

##### 自主防災組織が参加する実践的な防災訓練の定期的実施

年一回、各地区より2名ずつ選出された消防嘱託員を中心に、住民主導の防災訓練を実施している。今後も効果を確認し継続をしていく。

(担当：総務課)

#### (普及・啓発・自主防災活動の活性化)

##### 村民に対し、身近な災害リスクの認識や避難場所等の確認、防災用語の理解、避難勧告等の発令時にとるべき適切な避難行動等を普及・啓発し、「自らの安全は自らで守る」防災意識を高め、安全な避難の確保を図る

村民の自主的な防災行動を啓発し防災意識を醸成するために、身の回りの災害リスクや非常時の対応方法等について、平常時より周知を実施する。令和2年度には、ハザードマップを更新し、村内全戸に対し配布を完了している。また、防災訓練の折にも講話等の形で災害リスクや対応方法について、説明している。

(担当：総務課)

高齢者世帯、独居世帯の増加を考慮し、災害時要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するために、災害時要配慮者個々の態様に配慮したきめ細かな避難計画を策定する。また、在宅の災害時要配慮者の安全を確保するため、緊急通報装置等の整備を進める。

(担当：総務課 関係：住民課)

#### (情報伝達体制の周知と多重化)

適切な緊急避難場所を指定し、住民への周知徹底を行っておく。災害が発生するおそれがある場合、村で情報共有や連携を図りながら、適時、的確な指定緊急避難場所等の開設等を行い、住民の安全を確保

売木村地域防災計画の中では「土砂災害警戒区域の指定内や相当すると判明した際に、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。」としており、これにのっとり、平常時より周知や備蓄等の入念な準備を進め、災害発生直前には指定緊急避難場所等の指定を、また、災害時には、災害の種類や状況に応じた指定緊急避難場所の円滑な開設に努める。災害の種類や内容によって避難経路や指定緊急避難場所の指定や等に差が出ることから、平時より様々な状況の検討を行う。

(担当：総務課)

#### 災害時において、県及び災害関係機関等との通信遮断により、災害応急対応に重大な支障が生じないよう、通信手段の多重化等の対策を検討

災害時には県防災行政無線にて対応している。他には、衛星携帯電話を整備している。また、NTT東日本との災害時応援協定を締結済みである。今後も村ホームページ、ツイッター、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を活用した情報発信の多様化について、検討を続ける。

(担当：総務課)

#### (学校での防災教育、避難訓練の実施)

学校における防災教育、避難訓練の実施により災害時の適切な避難行動を確保

学校の避難訓練について、火災を想定したものを年2回、地震を想定したものを年1回、合計年3回実施している他、村消防団や消防署の点検指導等を随時受けており、これらを継続実施していく。

(担当：教育委員会 関係：総務課)

化を図り、また、関係業者からの調達体制についても整備を図る。また、売木村地域防災計画の中では、詳細に備蓄物品をあげているが、これについても、今後も不斷の見直しを図り需要に応じた内容とする。  
(担当：総務課)

## 2-2) 消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

### (早期の道路啓開、復旧の想定)

緊急輸送道路等の避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保

村道35号線改良事業により、ヘリポートへの交通確保と大型車両通行確保を実現する。また、村道大入線改良事業により、総合グランドを自衛隊基地として想定した場合の大型車両の通行を確保する。  
(担当：産業課)

### (消防団員の効果的な確保対策)

県、県消防協会と連携し、消防団への支援を継続するとともに、団員確保に向けた取り組みを推進

分団にて毎年勧誘を実施している。令和2年度の消防団員数は35名で、うち女性団員は3人である。  
(担当：総務課)

## 2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

### (優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給確保と災害対応能力強化)

売木村国保直営診療所等重要施設の安定運用の為、石油類燃料備蓄を推進

売木村地域防災計画では、災害発生に備えて必要な物資の備蓄について規定している。その中に石油等の燃料についても規定しているが、現在のところ備蓄所等は整備されていない。

備蓄所を整備することは難しく、非常時に優先度の高い施設への燃料供給を行えるよう村内の事業所と提携を図る。

(担当：住民課)

## 2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(疫病・感染症等の大規模発生を防止するマニュアル作成等による体制整備)

感染源対策、感染経路対策、健康管理対策を内容とする「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症の大規模発生を防止

発災時には「売木村新型インフルエンザ等対策行動計画」により対応を行う。新たな感染症の発生等により既存の計画では対応できない部分について、必要に応じ適宜、行動計画の検討・見直しを行う。

(担当：住民課)

(避難所での感染症対策)

避難所開設時に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に代表される感染症予防のため、感染症対策を記載した避難所開設マニュアル等を作成し、施設の消毒等、蔓延防止措置を準備

売木村地域防災計画において、感染症の発生を未然に防止し、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的とした行動計画を策定している。被災者の健康相談を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努めるよう定義している。

災害発生時においては、衛生指導、検病調査等の感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒等のまん延防止措置を行う。

(担当：住民課)

3-3) テレビ・ラジオ放送の中止、防災無線の故障等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(効率的、効果的な情報提供の実施)

インターネット、電子メールやSNS等の媒体を通じた効率的、効果的な情報提供の実施

現在は、同報系行政無線(個別受信機)で対応している。各世帯へ個別受信機整備済みである。今後は、同報系行政無線だけでなく、住民への非常時情報供給の多重化の観点から、村のホームページでの告知やメール、そしてSNS等、安定性や迅速性に優れる情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した手法の導入について検討する。

(担当：総務課)

## 4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(上水道の基幹管路、浄水場、配水池等に対する一層の耐震化)

水道事業について、重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を促進

老朽化した浄水場設備の更新を計画しているが、財源の確保が難しく、計画通りに進捗していない。今後も可能な範囲で、施設の耐震化を推進し、機能が損なわれないよう維持管理を実施する。

(担当：産業課)

(下水道施設の耐震・老朽化対策の推進、業務継続計画)

下水道の耐震・老朽化対策の推進、業務継続計画

令和2年度から処理場処理槽の防錆工事等を実施している。計画的な設備更新を行い施設の一層の耐震化を推進し、機能が損なわれないよう維持管理を行う。また、災害時の下水道業務継続体制や業務継続計画について、今後も継続して検討が必要である。

(担当：産業課)

## 事前に備えるべき目標5：二次的な被害を発生させないこと

### 5-1) 土石流、地すべり等による二次災害の発生

(土砂災害危険箇所を点検し、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性の確認)

土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生を防止するため、迅速に応急対策工事を実施

土砂災害危険箇所の点検により土石流等の発生を未然に防止する。また、上手開土地区の砂防、治山については、土砂災害の危険のある地区的点検を行い、村でできる措置のほか、砂防・治山等の実施について県に働きかける。

(担当：産業課)

### 5-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### (山地災害による被害の軽減のため、治山事業を実施)

間伐を中心とした森林づくりを計画的に推進するとともに、木材の積極的な利用を促進し、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進

森林造成事業については県補助金の補助残に対し村単で補助することを継続し、間伐等の推進を図るとともに、新たな森林経営管理制度を推進し、林地の荒廃を防止する。

(担当：産業課)

#### (農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や農業用排水路等の農業生産基盤の整備・機能保全対策を計画的に実施

老朽化した水路等施設の点検を行い順次更新する。河川増水時の排水対策として必要な余水吐について、高齢者でも操作できる施設等に整備し、集落への被害防止を図る。

(担当：産業課)

農業生産に不可欠な農業用水の安定供給に必要な水路やため池等の機能は、地域での共同活動により維持されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、共同活動支援制度を広く啓発し、取組の維持・促進を図る

中山間地域直接支払事業により地域の共同化有効を推進し農地の保全を図る。棚田地域指定を受けたことにより、棚田の持つ湛水機能等多面的な機能が十分発揮されるよう推進する。10集落1個別協定の締結により、地域の共同活動による農地・農業施設の機能保全を推進する。

(担当：産業課)

#### (農林道の整備)

##### 基幹的農道の整備と農道橋の耐震対策の推進

定期的な橋梁の点検を行い必要な修繕を実施して長寿命化を図る。農地耕作条件改善事業を用い、農道の必要な修繕を実施する。

(担当：産業課)

## 事前に備えるべき目標6：被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること

### 6-1) 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

(社会資本の適切な維持管理)

#### 道路施設、河川構造物、砂防施設等の計画的点検、補修等の実施

橋梁は法定点検を継続実施する。法面、舗装、道路構造物等の点検を実施し、長寿命化計画を策定し、必要な改良・修繕を実施する。法面・構造物・舗装については定期的に点検を行い、必要な修繕を実施する。支障部の修繕等必要な修繕工事を実施する。実施設計の結果PCBの処分も必要になっている。管理する全橋梁について法定点検を定期的に実施する。

(担当：産業課)

### 6-2) 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

(住宅の再建等を迅速に実施するため、公団の地籍調査の継続的維持)

#### 大規模災害への備えとして地籍調査を必要に応じ実施し、更新を行う

地籍図についてはデータ化され分筆等の更新も行い適正な管理が行われている。災害時における境界の確認・復元を迅速に行うため、地籍調査における標識等の保全管理に関する規則に基づき基準点の適正な管理に努める。また、地籍調査における標識等の保全管理に関する規則に基づく基準点の保全を継続する。

(担当：産業課)

### 6-3) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害ボランティア活動の推進)

#### 災害復旧地域ボランティアの受け入れを推進

売木村地域防災計画では、村、県、村社会福祉協議会、日本赤十字社等の活動内容を定めており、これにのっとり、被災地のニーズの把握、情報の広報、ボランティアの受け入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。また、体育館にボランティア窓口や担当版を設置する等のスペースや物資等の提供等、ボランティア活動の支援を行うものとする。

(担当：総務課)

## (別紙1) 担当課一覧

### 1 人命の保護が最大限図られること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策項目	施策	担当課	関係課
1-1 住宅の倒壊や、住宅近接地の火災による死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化の推進	木造住宅、多数の者が利用する建築物等の耐震化等の推進 通学路を中心とした危険なブロック塀等対策の推進	産業課 産業課	
	空き家対策の推進	空き家等対策の推進	村づくり 総合推進室	
1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	学校の耐震施策の推進	小中学校の耐震診断、耐震改修等耐震化施策を推進	教育委員会	
	災害応急対策拠点としての村施設の機能喪失の防止	村施設の非構造部材落下防止対策や災害拠点施設の割増強等を推進	総務課	
1-3 土砂災害、地すべり等による死傷者の発生	土砂災害危険箇所の解消	土砂災害危険箇所のうち、緊急性を鑑み施設整備を推進	総務課	
	避難誘導体制の充実	土砂災害による被害の発生が予想される医療機関や社会福祉施設等での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の推進等により、災害時の避難誘導体制の確保を推進	総務課	
	災害応急体制の確保	自主防災組織が参加する実践的な防災訓練の定期的実施	総務課	
	普及・啓発・自主防災活動の活性化	村民に対し、身近な灾害リスクの認識や避難場所等の確認、防災用語の理解、避難勧告等の発令時によるべき適切な避難行動等を普及・啓発、「自らの安全は自らで守る」防災意識を高め、安全な避難の確保を図る	総務課	
1-4 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	住民課	
	要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり	大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、社会福祉協議会や福祉関係団体等との福祉支援体制の構築を推進	住民課	
	情報伝達体制の周知と多重化	住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進するため、災害時住民支え合いマップ作成の支援や活用を促進	住民課	
	学校での防災教育、避難訓練の実施	「福祉避難所(避難行動要支援者向けの避難所)」の受入体制の充実を推進。また、一般的の避難所についても、避難行動要支援者の一次避難先としての利用も想定した運営マニュアルの整備等を推進し、避難者の生活環境の確保に努める。	総務課 総務課	住民課
	情報伝達体制の周知と多重化	適切な指定緊急避難場所を指定し、住民への周知徹底を行っておく。災害が発生するおそれがある場合、村で情報共有や連携を図りながら、適時、的確な指定緊急避難場所等の開設等を行い、住民の安全を確保	総務課	
	学校での防災教育、避難訓練の実施	災害時ににおいて、県及び災害関係機関等との通信遮断により、災害応急対応に重大な支障が生じないよう、通信手段の多重化等の対策を検討	総務課	

### 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策項目	施策	担当課	関係課
2-1 長期にわたる孤立集落等の発生	道路灾害の未然防止	落石や岩石崩落等の道路防災点検の結果に基づき、防災対策施設(落石防護柵等)整備等の防災対策工事を実施	産業課	
	大雪に伴う孤立を防止する冬期交通の確保対策の推進	過去の大雪災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施	産業課	総務課
	物資の備蓄実施	南海トラフ地震の被害想定に基づき、公的備蓄計画を見直し、計画に基づく公的備蓄を推進	総務課	
2-2 消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	早期の道路啓開、復旧の想定	緊急輸送道路等の避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保	産業課	
	消防団員の効果的な確保対策	県、県消防協会と連携し、消防団への支援を継続するとともに、団員確保に向けた取り組みを推進	総務課	
2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給確保と災害対応能力強化	壳木村国保直営診療所等重要施設の安定運用の為、石油類燃料備蓄を推進	住民課	
2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能のまひ	壳木村国保直営診療所等の各計画マニュアルの整備、実動訓練の実施	関係機関により実施される災害実動訓練や、壳木村国保直営診療所等での業務継続計画等の策定を促進	住民課	
	災害医療体制の充実	災害医療関係機関の体制及び連携の強化 重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築 災害医療コーディネート体制の強化	住民課 住民課 住民課	
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	疫病・感染症等の大規模発生を防止するマニュアル作成等による体制整備	感染源対策、感染経路対策、健康管理対策を内容とする「災害における感染予防対策マニュアル」を作成し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等の感染症の大規模発生を防止	住民課	
	避難所での感染症対策	避難所開設時に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に代表される感染症予防のため、感染症対策を記載した避難所開設マニュアル等を作成し、施設の消毒等、蔓延防止措置を準備	住民課	

令和3年3月

発行 長野県壳木村

編集 村づくり総合推進室

〒399-1689 長野県下伊那郡壳木村 968 番地 1

Tel : 0260-28-2311 (代表)

Fax : 0260-28-2135

ホームページ : <http://www.urugi.jp/>